

指名停止措置の概要

1	指名停止措置業者名及び住所	
	指名停止措置業者名	新明和工業株式会社 代表取締役 五十川 龍之
	住所	兵庫県宝塚市新明和1番1号
	登録番号	1554
	指名停止措置期間 令和8年3月10日～令和8年6月9日（3か月）	
指名停止措置の適用範囲 茨城県が発注する物品・役務調達契約		
事実概要 新明和工業株式会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から公表された。（課徴金免除）		

<茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第4号（独占禁止法違反） 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項の規定に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。	当該認定をした日から 6か月以上12か月以内 (課徴金減免制度適用)

問い合わせ先	茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875（ダイヤルイン）
--------	--